

倉敷市立川辺小学校 いじめ問題対策基本方針

いじめに関する現状と課題

- ・昨年度、本校のいじめ認知件数は44件であった。その都度担任が指導にあたり、継続したいじめには発展していない。これからも教員が問題意識をもち、情報交換を細かく行い、早期にいじめを発見したり未然に防止したりできるようにいじめを見抜く力を養うことができるように、さらに職員研修の機会を増やしていくことが課題である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・児童の日常の様子や変容をしっかりと観察し、どんなに小さな変化も見逃さず、いじめの積極的な認知に努める。
- ・パソコンやスマートフォン・タブレットなど、子どもの身近にある情報機器の正しい使い方やマナーについて、授業等で取り上げて指導する。
- ・年2回の教育相談やアンケート調査を通して児童の様子を把握するとともに、生徒指導部会や終礼等で教員全員で共通理解を図り、組織的に対応する。

〈重点となる取組〉

- ・年2回の人権集会での取組を充実させ、異学年での交流を深めるとともに、情報モラルについての授業に計画的に取り組むようにする。

保護者・地域との連携

〈連携の内容〉

- ・学校基本方針をPTA総会で説明し、学校のいじめ問題への取組について保護者の理解を得るとともに、PTA研修会や保護者懇談等でいじめ問題についての意見交換や協議の機会を設定する。
- ・学校評議員の協力を得て、地域の方々との懇談の機会を設け、児童の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。
- ・インターネット上のいじめの問題やスマートフォン等の正しい使い方について、保護者懇談や人権研修会等で啓発するように努める。

学 校

いじめ対策委員会

〈いじめ対策委員会の役割〉

- ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成や修正等を行い、いじめ事案に対応する

〈いじめ対策委員会の開催時期〉

- ・毎月1回情報交換

〈いじめ対策委員会の内容の教職員への伝達〉

- ・職員会議や終礼等で伝達

〈いじめ対策委員会の構成メンバー〉

- ・校外
スクールカウンセラー、PTA会長、SSW等
- ・校内
校長、教頭、教務、生徒指導主事、学年主任、養護教諭

全 教 職 員

関係機関等との連携

〈連携機関名〉

- ・岡山県教育委員会
- ・倉敷市教育委員会

〈連携の内容〉

- ・ネットパトロールによる監視、必要に応じた保護者支援のための専門スタッフの派遣

〈学校側の窓口〉

- ・教頭

〈連携機関名〉

- ・玉島警察署

〈連携の内容〉

- ・非行防止教室の実施
- ・定期的な情報交換

〈学校側の窓口〉

- ・教頭 生徒指導主事

学 校 が 実 施 す る 取 組

① いじめの防止

- 児童会でいじめをなくすための話し合いをし、子ども自身が主体的にいじめ問題と向き合うように全校児童の意識を高める。
- 日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
- 教職員の指導力向上のための研修として、学級経営がうまくいっている教員の取組を知る機会を設けたり、児童のどんな行動に対応しているのかを情報交換したりする場を設定するようにする。
- ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を各学年において実践する。

② 早期発見

- 学級の児童の実態を把握するために、学期ごとにアンケートを実施し、年2回の教育相談で児童の生活の様子を十分把握する。
- すべての教員が児童の変化を見逃さないようにきめ細やかに声かけを行い、児童が気軽に相談できるような体制を作る。
- 児童の気になる変化や行為があった場合、担当教員が一人だけで対応するのではなく、生徒指導部会や終礼での報告会を開き、全教職員が共通理解をした上で対応するような体制を作る。
- 日頃から連絡帳、学級通信や電話連絡等で児童の気になる変化や行為を保護者に伝え、学校と家庭が連携して取り組める体制を整える。

③ いじめへの対処

- 本校児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったりした場合は、速やかにいじめの事実の有無について確認を行う。
- いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。
- いじめがあったことが確認された場合は、いじめられた児童を守ることを最優先とし、当該児童及びその保護者に対して適切な支援を行う。
- いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手を深く傷つけていることを毅然とした態度で論じ、いじめにつながった背景を十分に把握した上で、その後の健全な人間関係を育むことができるように指導を行う。

【様式2】

倉敷市立川辺小学校 いじめ問題への対策に関する年間計画

	会議, 委員会 等	学 校 が 実 施 す る 取 組		
		① いじめ防止の取組	② 早期発見の取組	③ いじめへの対処
4 月	○職員会議 ・基本方針 指導計画の 確認 ○いじめ対策委員会 ○不登校対策委員会 ○生徒指導部会	○学年集会, 学級づくりの取組 ○学年目標や学級目標の設定 ○PTA総会での呼びかけ	○学級指導 ・学級での約束 ○個人懇談	○対応手順の共通理解 ○発生事案への対処(随時)
5 月	○いじめ対策委員会 ○不登校対策委員会 ○生徒指導部会			
6 月	○いじめ対策委員会 ○不登校対策委員会 ○生徒指導部会 ○学校評議委員会 ・いじめ問題に関する情 報交換	○校内人権週間の取組 ○教育相談	○いじめの実態把握アンケート	○アンケート結果の検討と問題に対 する対応
7 月	○いじめ対策委員会 ○不登校対策委員会 ○生徒指導部会	○学年集会	○個人懇談	
8 月	○職員研修		○学級指導 ・夏休み明けの状況把握	
9 月	○いじめ対策委員会 ○不登校対策委員会 ○生徒指導部会			
10 月	○いじめ対策委員会 ○不登校対策委員会 ○生徒指導部会	○参観日(人権に関する内容)		
11 月	○PTA人権教育講演会 ○いじめ対策委員会 ○不登校対策委員会 ○生徒指導部会	○校内人権週間の取組 ○教育相談	○いじめの実態把握アンケート	○アンケート結果の検討と問題に対 する対応
12 月	○いじめ対策委員会 ○不登校対策委員会 ○生徒指導部会 ○学校評議委員会 ・いじめ問題に関する情 報交換	○学年集会	○個人者懇談	
1 月	○いじめ対策委員会 ○不登校対策委員会 ○生徒指導部会		○学級指導 ・冬休み明けの状況把握	

2月	○いじめ対策委員会 ○不登校対策委員会 ○生徒指導部会 ○学校評議委員会 ・1年間の取組の反省			
3月	○いじめ対策委員会 ・取組の検証, 基本方針の修正 ○不登校対策委員会 ○生徒指導部会 ○職員会議 ・全職員での振り返り	○学年集会	○学級指導 ・1年間の反省	

年間を通して, 行う取組

- いじめ対策委員会, 不登校対策委員会, 生徒指導部会を毎月定期的に行き, 児童や学級の状況をより多くの教員が共通理解しながら, 全職員で対応するように努める。また, 週末の終礼で気になる児童の情報交換を行い, 共通理解を図る。